

# 農地法第3条第1項許可申請の提出書類

毎月5日申請締切  
※5日が土日祝の場合は5日以前の平日

## 【所有権移転(売買・贈与・交換・公売・競売)】

確認	申請書類等	提出部数	発行等場所	備考
	様式第1号 農地法第3条の規定による許可申請書	3部	農業委員会	A3複写用紙、複写でない場合も3部同じ内容の申請書であれば可 ※個人、法人で様式が異なります
	様式第2号 農地法第3条の規定による許可申請書(別添)	1部		
	申請土地の全部事項証明書	申請農地 各1通	法務局 (3カ月以内発行)	・手数料600円/1筆 ・オンライン謄本は不可
	公売・競売調書	1部	公売・競売 実施機関	公売・競売の場合のみ
	様式第3号 農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)	譲受人が新規で 申請する法人の場 合 各1部	農業委員会	・譲受人が農地所有適格法人の要件を満たす場合に申請可 ・譲受人が既に市農地所有適格法人の場合で、直近の法人報告書に添付した法人全部事項証明書から変更がない場合は写し可 ・オンライン謄本は不可
	法人全部事項証明書(の写し)		法務局 (3カ月以内発行)	
	定款、直近の役員会・総会議事録、直近3か年の損益計算書の写し			

## 【経営移譲年金受給に係る使用貸借権の設定(再設定)に伴う貸借】

確認	申請書類等	必要数	発行等場所	備考
	様式第1号 農地法第3条の規定による許可申請書	3部	農業委員会	A3複写用紙、複写でない場合も3部同じ内容の申請書であれば可 ※契約期間10年以上とすること
	様式第2号 農地法第3条の規定による許可申請書(別添)	1部		
	貸渡人所有農地すべての全部事項証明書	各1通	法務局 (3カ月以内発行)	・手数料600円/1筆 ・オンライン謄本は不可

## 【共通書類】

確認	申請書類等	必要数	発行等場所	備考
	住民票謄本	1部	登録している市町村 (3カ月以内発行)	・譲(借)受人が市外在住で、かつ新規農地権利取得者の場合 ・譲(借)受人が市外在住で現住所が登記事項証明書記載の住所と異なる場合
	戸籍謄本	1部		申請者が未成年者の場合
	営農計画書	1部	農業委員会	A3、譲受人(借受人)が市で新規農地権利取得者の場合
	印鑑証明書	代理人申請の場合 各1通	登録している市町村 (3カ月以内発行)	・委任に基づく代理人申請の場合 ・八幡平市の場合は、市民課(支所)発行、200円/1部
	委任状	1部		申請人が来庁できない場合
	その他			農業委員会が求める書類 (免許証など本人確認書類の写し、在留カードの写し、耕作証明書など)

### 【申請書への押印省略について】

本人申請の場合、押印不要ですが、申請内容に軽微な誤りがある場合は、書類の訂正のため、ご署名が必要なことから市役所まで来庁いただきます。

なお、押印を妨げるものではございませんので、ハンコを押していただいても構いません。押印・捺印がある場合は、軽微な書類訂正において、市役所まで来庁いただく必要はございません。